

# 被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム周知用パンフレット

## 1. 開発経緯

被災建築物応急危険度判定活動は、都道府県が建築士などを判定士として登録し、余震による二次被害の低減を目指し、建築物の危険性を判定するものです。

埼玉県が被災する地震が発生した場合、余震による二次被害を出さないためには早急に判定活動を実施する必要がありますが、現行の判定士招集方法では判定士への連絡や参加可否の集計などの膨大な作業を地震発生後の混乱した状況下において行う必要があります。

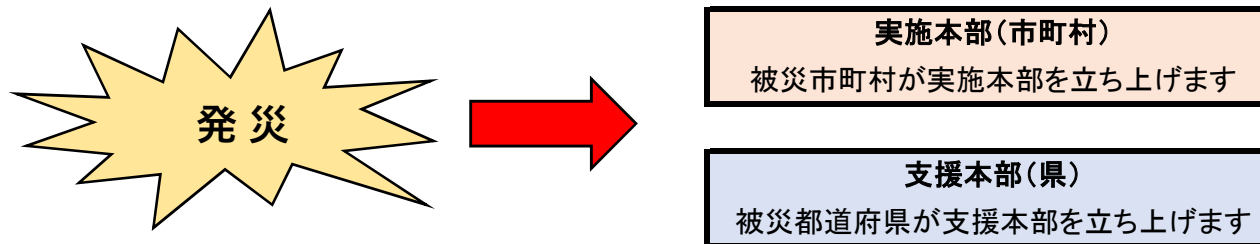
そこで、応急危険度判定を行う実施本部からの参集支援要請と判定士の参集希望を直に結びつける「被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム」を構築することで、判定活動が円滑に開始できること等を目的としています。

また、従来は判定士が3日連続で判定活動に参加することを原則としておりましたが、本システムを用いた判定活動においては1日単位で参集希望を登録することが可能となります。加えて、参集希望を出す判定活動を判定士が自ら選択することができるため、立地的により参加しやすい場所で行われる判定活動に参集することも可能となります。

これにより、県内で行われる判定活動において、県内判定士の参加者数増加を目指しています。

以上のことから、埼玉県クラウド上にシステムを構築し、実施本部及び判定士がPCやスマートフォンを用いたインターネット接続によりシステムにアクセスして希望等を登録し、システムが自動的にマッチングさせるシステムを開発しました。

## 2. 応急危険度判定実施体制



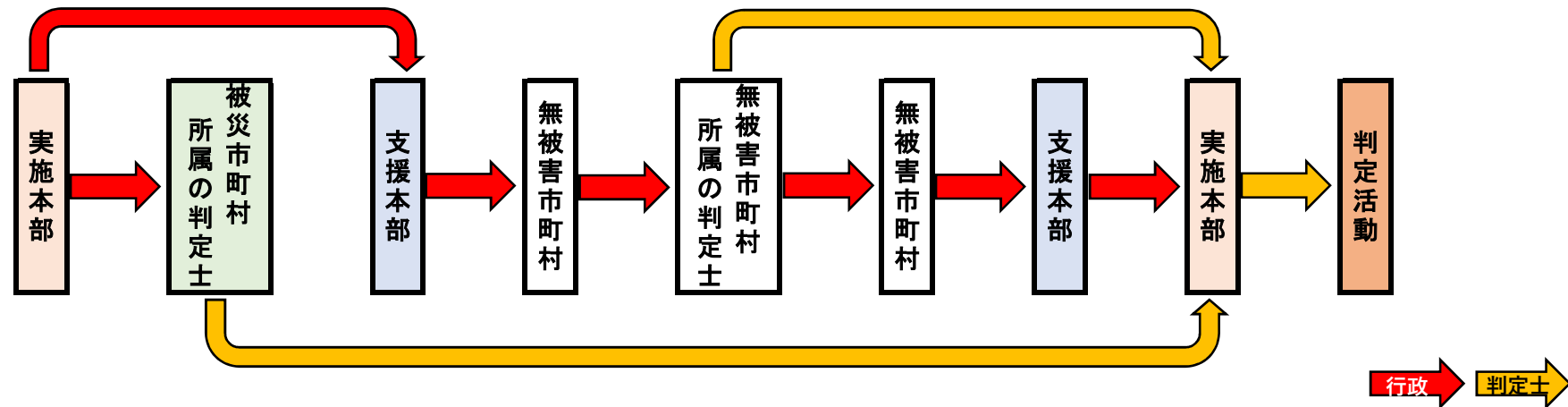
埼玉県内において

実施本部:各市町村が定めた実施本部立上げ基準に則り、被災市町村が立ち上げます

支援本部:埼玉県内で震度5弱以上の地震があった際に、埼玉県が立ち上げます

# 被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム周知用パンフレット

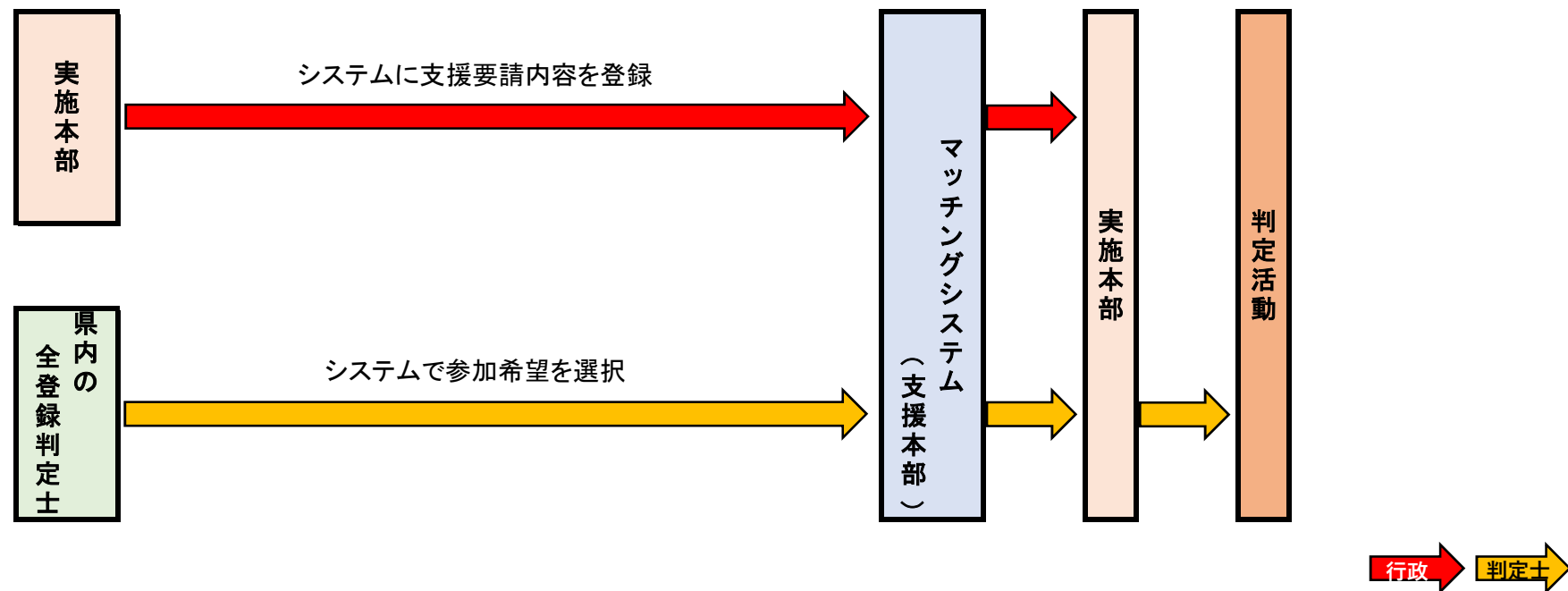
## 《従来の実施体制》



- ① 被災市町村は被害状況を把握し、応急危険度判定実施の有無を決定します
- ② 応急危険度判定を実施する場合、実施本部が地元(被災市町村所属)判定士に参集を依頼します
- ③ 判定士が不足する場合、応援判定士等の支援要請を実施本部から支援本部へ要請します
- ④ 支援本部から無被害市町村あてに判定士の応援を照会します
- ⑤ 無被害市町村が所属判定士あてに判定活動参加の可否を照会します
- ⑥ ⑤の照会に対して無被害市町村の所属判定士が参加の可否を回答します
- ⑦ ⑥の回答結果を無被害市町村が集計して支援本部あてに報告します
- ⑧ 各無被害市町村から報告を受けた⑦を支援本部が集計して実施本部あてに応援可能判定士情報を報告します
- ⑨ 地元判定士及び応援判定士が実施本部の指示のもと判定活動を行います

# 被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム周知用パンフレット

## 《マッチングシステムを用いた実施体制》

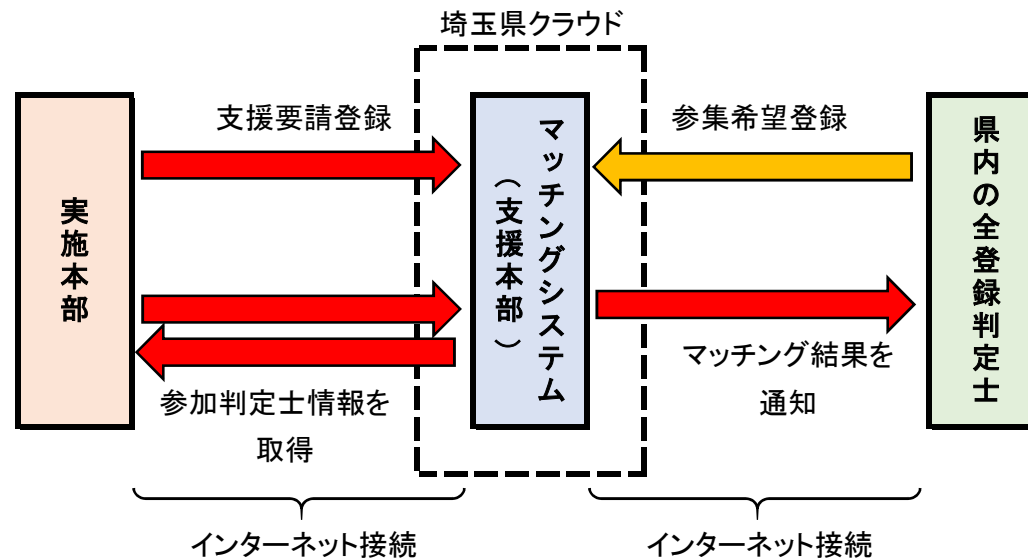


- ① 被災市町村は被害状況を把握し、応急危険度判定実施の有無を決定します
  - ② 応急危険度判定を実施する場合、実施本部がシステムに支援要請内容を登録します
  - ②' 判定士が実施本部の登録した支援要請から選択して参集希望を登録します
  - ③ マッチングシステム(支援本部)が②と②'を自動でマッチングします
- ※マッチング結果については実施本部・判定士ともにシステムにより確認できます
- ④ 判定士はマッチングした支援要請に則り、実施本部の指示のもと判定活動を行います

# 被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム周知用パンフレット

## 3. システム構成

本システムは埼玉県クラウド上に構築したものです。システム内部では「判定士用ページ」「実施本部(市町村)用ページ」「支援本部(埼玉県)用ページ」に分かれており、「判定士用ページ」と「実施本部(市町村)用ページ」についてはインターネット回線が利用できるPCやスマートフォン等を用いてアクセスできます。



※ ご使用の端末のOSがサポート切れ等により現行の最新版にアップデートできていない場合、システム内の表示や動作が正常に機能しない場合がございます。

## 4. 判定士用ページのログイン方法

本システムの判定士用ページにログインする際に、以下の情報が必要となります。

- ・埼玉県被災建築物応急危険度判定士の登録番号
- ・上記判定士の生年月日

また、有効期限が切れていない判定士のみがログインできるため、お手持ちの最新の登録証の有効期限が切れてしまっている場合には再交付手続きが必要となります。応急危険度判定士の登録等の業務は、一般社団法人埼玉建築士会に委託しています。再交付等の手続きに関しましては一般社団法人埼玉建築士会あてにお問い合わせください。

埼玉建築士会ホームページ: <https://www.ksaitama.or.jp/> 電話: 048-861-8221

# 被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム周知用パンフレット

※ 登録証の更新手続きは5年ごとの自動更新となっており、登録された住所宛てに郵送しております。初回登録後、住所の事項変更届が提出されていない場合には不達となり有効期限切れとなってしまいます。必ず埼玉建築士会あてに事項変更届をご提出ください。

## 《システムへのログイン》

### ■ ログイン

本システムにログインするには、ブラウザのアドレス欄に「<https://oq-hanteishi.pref.saitama.lg.jp/>」と入力してください。

下記のユーザー認証画面が表示されます。「判定士番号」と「生年月日」を入力し「ログイン」ボタンを押してください。

認証に成功すれば、システムのトップページに移動します。

6:38

メニュー 被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム

現在、支援要請はありません

ユーザー認証

判定士番号  
判定士番号を入力  
※ 「-」(ハイフン) の左側を入力してください。

生年月日  
生年月日(西暦)を入力  
※ 「-」(ハイフン) や 「/」(スラッシュ) は不要です。"20220101" のように入力してください。

ログイン

お問い合わせ先：埼玉県都市整備部建築安全課  
震災対策・構造振動担当  
住所：〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区南砂3-15-1  
電話：048-830-5527  
All Right Reserve. Presented by Saitama Prefecture.

### 支援要請募集状況

ログインページ及びトップページ上部には、支援要請の募集状況が常に表示されます。

募集がある場合は下図の様な表示になります。

6:52

メニュー 被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム

支援要請があります

ユーザー認証

### パスワードについて

- ・パスワードは生年月日の西暦表記になります。
- ・月、日は2桁で入力し、十の位は"0"で埋めます
- ・"."や"/"の区切りは不要です

例)

生年月日が「1990/4/10」の場合  
パスワードは「19900410」になります

判定士サイト



QRコードでアクセス

# 被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム周知用パンフレット

## 《操作マニュアル》



判定士向け情報

判定士用マニュアル  
当システムの使用マニュアルを掲載します。  
[判定士向けマニュアル.pdf](#)

一般財団法人日本建築防災協会HP  
一般財団法人日本建築防災協会の広報ページを掲載します。  
<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/%e5%ba%83%e5%a0%b1%e9%96%a2%e4%bf%82/>

リンク先にて、応急危険度判定の技術的要点の解説動画等が掲載されていますのでご確認ください。

判定士向けマニュアルはシステム内の判定士向け情報ページに掲載しておりますので、各自ダウンロードしてご利用ください。

- ① 判定士用ページにログインします
- ② ログイン後、トップページに画面が遷移したら「情報ページ」を選択します
- ③ 判定士向け情報ページに画面が遷移したら、掲載内容の中から判定士用マニュアルをダウンロードしてください

## 5. 判定士用メールについて

本システムは、通常時の情報配信や被災時の緊急連絡をシステムから判定士あてにメール発出する機能があります。そのため、使用できないメールアドレス情報を取り除くために、判定士のメールアドレス情報を空メール受信により取得する仕組みとしております。また円滑な運用やシステムからの送信メール未達によるシステム負荷軽減のため、最新のメールアドレス情報を保持できるように適宜メールアドレス情報の破棄及び再取得を予定しております。案内があった際には、お手数ですが再度登録をお願いいたします。

判定活動用メール: 実際の判定活動や訓練における緊急連絡等の受信に用います ※参集希望登録をする際には登録が必須となります

情報配信用メール: 通常時における埼玉県からの情報発信を受信することに用います

※上記メールアドレスは別のものを登録することができます。(同一のものをそれぞれ登録することも可能です)

例) ①判定活動用メール: スマートフォン、情報配信用メール: PC ②判定活動用メール・情報配信用メール: スマートフォン など

判定活動用メールは判定活動時にも使用するため、持ち運びができる端末で利用できるメールアドレスの登録をお願いします。